

介護サービス事業者における記録の整備について

○記録の整備について

沖縄県の基準条例において、介護サービス事業者は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備することを定めています。(※注1)

※注1：那覇市指定の事業者、地域密着型サービスの事業者については、那覇市及び各市町村の条例・規則を参照ください。

○記録の保存年数について

沖縄県の基準条例及び規則において、次に掲げる事項について記録を整備し、その完結の日から**2年間(※注2)**保存しなければならないと定めています。

※注2：那覇市は5年と定めています。

2年間の保存はあくまでも県の基準条例で定める記録の保存年数であり、税や労務関係の書類など、各法律で定めている保存義務もありますので、ご注意ください。

(例)

- ・税申告に関する帳簿書類等の保存期間7年(法人税法施行規則59条、67条)
- ・労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存期間3年(労働基準法第109条)

①サービス別計画

介護保険制度における各指定事業者が作成したサービス計画

(例)：介護訪問介護計画、通所介護計画、施設サービス計画など

②提供した具体的なサービスの内容等の記録

重要事項説明書、契約書、加算に係る各種計画書、アセスメントの記録、居宅サービス計画、業務日誌や個人記録(サービス提供日、サービス提供開始時刻・終了時刻、利用者名、サービス提供者名、サービス提供の状況(送迎、入浴、食事、バイタル、機能訓練、レクリエーションの内容、その他)、利用者の心身の状況が記載されている記録簿などが記載された書類)、請求書・領収書の控え

③利用者に関する市町村への通知

利用者が正当な理由なしに各サービスの利用に関する指示に従わないことにより、介護度を悪化させたと認められる場合や不正の行為により保険給付を受けた場合にその内容を市町村に通知した書類。

④苦情に関する記録

⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

⑥身体的拘束に関する記録

※施設サービス、短期入所生活介護・短期入所療養介護（予防含む）、特定施設入居者生活介護（予防含む）が該当

身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録した書類。

○過誤調整について

介護報酬に関しては、過誤調整が5年遡ることもあるので、サービス提供を実施した記録がないと報酬返還の可能性もあることから、サービス提供に関する記録はサービス提供から5年間保存することを推奨します。